令和8年度 一斉入所お申込みのご注意点

1．お申込みには事前予約が必要です。　＜先着順＞

- 裏面を確認の上、必ず事前予約をお願いします。
  （必要枠は確保しておりますが、希望日時は先着順となりますのでお早目にご予約ください。）

2．子どもの面接が必要ですので、申込対象の児童と一緒にお越しください。

- 転所希望、地域型保育事業卒園後のお申込みで、現在の保育施設からの情報提供に同意していただける場合は面接を省略できます。

3．就労証明書の記載漏れにご注意ください

- 選考点数に影響がありますので、記載要領や記入例をご確認の上、必ず記載漏れや不備がないかご確認の上お持ちください。
  特に、令和８年度から選考基準が変更となり、就労実績欄に記載がない場合や記載誤りがある場合は選考点数が低くなる可能性がありますので、ご注意ください。
- 令和８年度から就労証明書の書式が変更になります。必ず令和８年度の書式をご使用ください。

4．育児休業給付金の延長手続きについて

- 育児休業給付金の延長手続きには、申込書類の写し（全ページ）が必要です。
- 区役所内ではコピーできませんので、あらかじめコピーをしてから提出してください。
- 申込書類の写しは、写真データの印刷物等でも可能であることを確認していますが、詳細はハローワークにご確認ください。

5．令和７年度途中入所(１１月～３月)の申し込みもされる方へ

- 令和８年度一斉入所申込みに加えて令和７年１１月～令和８年３月入所の申込みも同時に受付できます。
- 令和８年度一斉入所用と令和７年度途中入所用の申込書類一式をそれぞれご準備ください。
- 年度ごとに申込書や添付書類の書式が異なりますので、必ず各年度の申込書類等をお持ちください。
- ***令和７年１１月入所の申し込み期限は１０月６日（月）です。***
  一斉入所の予約を１０月６日までにお取りいただけない場合は、同時受付ができませんのでそれぞれお申込みください。

6．申請時点で未出生の児童の申込みをされる方へ

- 出生後、利用調整調査票（その２）の提出および児童の面接ができるまでは結果通知は発送できません。
- 出生日が予定より遅れ、希望園の受入月齢に達しなかった場合は、４月からの利用開始ができない場合があります。

詳しくは、淀川区ホームページをご確認ください。

お申込み受付の事前予約について

▼ご予約はこちらから

◆ 大阪市行政オンラインシステムにて事前予約をしてください。
予約開始日　令和７年９月８日（月）　９：００～

◆ 行政オンラインシステムを初めてご利用される方は、新規登録が必要です。

◆ 事前予約、キャンセルは受付希望日の**２開庁日前**までに手続きが必要です。

当日または前日にキャンセルする場合はお電話にてご連絡ください。

◆ 予約日を変更する場合は、一度キャンセルして改めて予約をしてください。
＜キャンセル方法＞
マイページ＞利用者メニュー＞申請履歴一覧・検索＞該当の予約を選択
＞この予約を取り消す

ご注意ください

- 予約時間はあくまでも目安であり、待ち時間が発生することがあります。また、状況に応じて順番が前後することがあります。
- 予約なしで来庁された場合は、後日改めてお越し頂く場合がありますのでご了承ください。
- 淀川区以外にお住まいの方はお住まいの市区町村にてお申込みください。
- 大阪市の他区の保育園を希望される場合でも、淀川区にお住まいの方は淀川区でお申込みください。
- 大阪市外にお住まいの方、大阪市外の保育施設を希望される方は事前に下記担当までお問い合わせください。
- 受付日は１人１５分の予定で受付を行います。ご質問等の時間をお取りできませんので、ご質問等がある方は事前にお問い合わせの上お越しください。

一斉申込受付会場は区役所６階の特設会場です

（オムツ交換台は２階・４階、授乳室は２階にあります）
混雑回避の為、予約時刻の５～１０分前を目安にお越しください。

＜お問合せ先＞
淀川区役所保健福祉課こども教育担当（保育）
４階４５番窓口
℡：０６－６３０８－９４２３